

市立加西病院 新病院に係る基本構想・基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 北播磨及び近接の医療圏の環境変化を踏まえ、中長期的視点から、加西市としてあるべき地域医療体制を検討し、市立加西病院の新たな建設地での建替えの方向性について勘案し、持続可能な地域医療の提供を図る計画を確立するため、加西市 新病院に係る基本構想・基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、新病院に係る基本構想・基本計画の策定に必要な次の事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 北播磨地域医療圏における市立加西病院の位置づけとあり方に関する事
- (2) 市立加西病院の経営改善・改革と経営形態の確立に関する事
- (3) 移転改築に関する事
- (4) その他市立加西病院の運営に関し、必要と認められる事

(構成)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって構成し、委員は学識経験者、地域医療関係者、一般市民及び市職員から市長が委嘱又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会は委員長及び副委員長1人を置く。委員長及び副委員長は互選により決めるものとする。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は新病院に係る基本構想・基本計画の策定が完了し、市長に対する答申を完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は原則として公開とする。但し、委員長の判断で委員の合意を得て非公開にすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市立加西病院事務局において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。